

参考資料3

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 第2期中期目標

(前文)

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「研究所」という。）は、平成24年4月に地方独立行政法人として新たに設立された。以来、研究所は、その定款第1条に定められた「環境、農林水産業及び食品産業に関する調査及び試験研究並びにこれらの成果の活用などをを行うことによって、豊かな環境の保全及び創造、農林水産業の振興並びに安全で豊かな食の創造を図り、もって府民生活の向上に寄与する」という目的を達成するため、第1期中期目標に沿つて様々な取組を進めてきた。

この第1期中期目標期間の取組について、大阪府地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所評価委員会から、研究所の業務実績は「全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗している。」として高い評価を受けた。また、効果的な人員配置や効率的な事務処理・予算執行に努めてきた結果、順調に業務運営がなされてきた。

今後、研究所が更に発展していくためには、環境分野と農林水産分野が融合した総合研究機関としての特長を活かすとともに、長期的展望に立った先駆的な技術開発を進めることで、府内外における信頼と存在感を高めていくことが必要である。

第2期中期目標期間においては、「事業者・行政・地域社会に対して存在感のある研究所」を目標とし、以下の視点での取組を求める。

- ① 製品化・商品化を意識した質の高い技術支援とこの成果のより一層の普及・拡大を通じて、農林水産業や食品産業の事業者から頼られる存在を目指すこと。
 - ② 環境分野及び農林水産分野に関する行政課題への対応力を強化するとともに、将来起こりうる緊急時などへの対応に備えること。
 - ③ 技術支援や広報活動により地域社会への貢献を強化し、府民に身近な研究所を目指すこと。
- これらの視点に加えて、地方独立行政法人としての特色を活かした自律的・弾力的な業務運営についても、不断の努力と一層の成果が求められているところである。

以上の視点を踏まえて、本府は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定に基づき、以下のとおり第2期となる中期目標を定め、これを達成するよう研究所に対し指示する。

第1 中期目標の期間

平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間とする。

第2 府民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 技術支援の実施及び知見の提供

研究所は、環境、農林水産業及び食品産業の分野における専門家集団として技術力を最大

限に発揮し、府民に対して様々な技術支援を行うとともに、府に協力して成果の普及を円滑に進めること。

また、様々な分野から集積した知識や、調査及び試験研究（以下「調査研究」という。）などで得た知見を積極的かつ分かりやすく提供すること。

更に、事業者や行政への支援を着実に実施するため、数値目標を設定して取り組み、その状況を適切に把握して進捗管理を行うこと。

(1) 事業者に対する支援

① 事業者に対する技術支援

環境、農林水産業及び食品産業の事業者の要望に対して、幅広い観点から技術相談、指導、依頼試験、共同研究などの技術支援を迅速かつ的確に実施すること。また、事業者に対する技術支援の中で得た成果をより一層普及させるため、製品化・商品化も視野に入れて、技術相談や共同研究などを実施すること。

② 事業者に対する知見の提供

研究所が集積した専門的な知識や知見を、事業者の技術的な課題の解決に資するよう、事業者にとって分かりやすく、かつ入手しやすい方法で提供するように努めること。

(2) 行政課題への対応

① 行政課題に対する技術支援

良好で快適な環境の保全・創出、安全・安心で豊かな食の提供に向けた府の政策目標の達成に必要な技術的課題への対応を強化するため、広く専門的な知識や知見の集積に努め、迅速かつ的確に技術支援を行うこと。

また、全国的に共通する課題や近隣府県にまたがる対応を求められる課題についても、共同研究への参画などを通じて取組を進め、課題解決のための支援を行うこと。

② 緊急時への対応と予見的な備え

災害及び事故などの発生時において、緊急の対応が必要な場合には、府への協力など必要な支援を迅速かつ的確に行うこと。加えて、緊急時への予見的な備えに対しても技術支援を行うこと。

③ 行政に関係する知見の提供

行政の技術力向上のため、研究所が集積した専門的な知識や知見を広くかつ積極的に府や府内市町村へ提供するよう努めるとともに、国や府が実施する国際協力事業への支援に努めること。

④ 農業大学校の運営

農業大学校の運営を通じ、新たな農業生産者及び農の成長産業化に資する人材の育成に努めるほか、府が行う多様な担い手育成に係る施策に協力すること。

(3) 地域社会への貢献

① 地域社会に対する技術支援

研究所が集積した専門的な知識や知見、これまでの地域支援の取組により蓄積したノウハウを基に、環境及び生物多様性の保全などに係る地域社会の取組を支援すること。

② 府民への広報活動

研究所の取組成果を府民に分かりやすく発信するとともに、イベントの実施や学校教育への協力などを通じて、府民に身近な研究所となるよう取り組むこと。

2 調査研究の効果的な推進と調査研究能力の向上

研究所は環境分野と農林水産分野が融合した総合研究機関であることから、その特長を最大限に活かした調査研究に取り組むこと。同時に、地域の多様な技術ニーズに直結した調査研究を行うとともに、技術支援の質の向上に取り組むこと。

また、地域のニーズの把握は、生産現場や行政との連携によりきめ細かく行うこと。なお、調査研究の実施に当たっては、数値目標を設定して積極的に取り組み、外部の意見も取り入れるなど客観的に進捗を把握し、評価するよう努めること。

(1) 技術ニーズの把握と知見の集積

環境、農林水産業及び食品産業の分野の地域における技術ニーズとその動向を的確に把握するとともに、最新の技術的な動向や研究の動きなど、幅広い知見を集積すること。

(2) 質の高い調査研究の実施

① 調査研究の推進

選択と集中の観点から、六次産業化を含む農林水産業及び食品産業の将来的な発展、地球温暖化対策の推進、新たな環境事案への対処、循環型社会の構築など、特に技術ニーズが高い分野や早急な対応が求められる分野、あるいは将来の持続的な成長に向けて新たな技術ニーズが見込まれる分野などについて、重点的かつ計画的に調査研究を行うこと。

② 調査研究資金の確保

多様な技術ニーズに応えるため、府の協力のもと、外部研究資金など調査研究に必要な資金の確保に努めること。

③ 調査研究の評価

行政ニーズと技術ニーズに対する適合性、計画及び方法の妥当性など調査研究の質の向上を図る観点から、府や外部有識者の意見を取り入れて評価を行い、その結果を研究管理に適切に反映させること。

(3) 連携による業務の質の向上

① 多様な情報の収集と評価

事業者への技術支援などにおいては、府をはじめとした行政機関や事業者団体、金融機関などを含む外部とのネットワークを通じ、事業者の多様な情報を収集するとともに、研究所の行う業務について積極的に意見を求めるここと。

② 他の研究機関との協働

調査研究やその成果の普及においては、大学、他の試験研究機関などとの協力・連携に努めること。また、府県連携の取組を活用して、情報交換・技術の相互利用などを行い、より高度な技術力を身につけるなど、研究所の業務の質の向上に努めること。

(4) 調査研究成果の利活用

① 調査研究成果の普及

研究所がその調査研究を通じて得た知見、技術及び優良品種などは、その利活用を通じて、府民生活の向上につながるよう、府に協力して積極的に普及活動を行うこと。

② 知的財産権の取得・活用

新たに得た知見や技術は、必要に応じて特許の出願を行う等により知的財産権を取得し、その権利の保護・活用に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営の改善

(1) 自律的な業務運営

理事長のマネジメントのもと、多様な技術ニーズの変化に迅速かつ効果的に対応できるよう、業務の内容やその実施状況を絶えず点検・分析し、その結果を踏まえ、機動的に業

務を見直すなど、自律的・効果的な業務運営を行うこと。

(2) **業務の効率化**

意思決定や事務処理を簡素化・合理化するなど、業務の効率化を進めること。

2 組織運営の改善

(1) **優秀な人材の確保**

長期的展望に立って計画的・弾力的に、優秀な人材を確保すること。

(2) **人材の育成**

研修などを通じ、職員の研究力・技術力などの向上を図るとともに、公平かつ客観的な人事評価制度や職員へのインセンティブにより、職員の勤務意欲を高め、その能力を最大限に発揮できるようにすること。

加えて、多様な職員が活躍できる環境を整備するため、自主的かつ積極的な取組に努めること。

(3) **効果的な人員配置**

職員が能力・専門性を最大限に発揮し、研究所の業務運営が効率的に実施できるよう人員を配置すること。

また、弾力的な人員配置を通じ、業務体制の強化を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう適正な予算編成のもと、経費の執行状況を絶えず点検することや、職員のコスト意識を醸成することなどにより、経費を効率的に執行するとともに、依頼試験をはじめとする技術支援の充実や外部の研究資金の更なる獲得などを通じた研究事業の収益化などにより、自己収入の確保を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 法令の遵守

業務執行に当たり、常に法令を遵守するとともに、中立性及び公平性を確保すること。また、高い倫理観をもって公正に取り組むこと。

2 個人情報保護及び情報公開

個人情報保護及び情報公開は、関係法令に基づき適正に対応すること。

3 適正な料金設定

手数料や利用料については、受益者負担を前提に適正な料金を設定すること。

4 労働安全衛生管理

職員が安全で快適な労働環境で業務に従事できるよう配慮するとともに、事故などの未然防止に努めること。

5 環境に配慮した業務運営

業務の運営に当たっては、環境に配慮するよう努めること。

6 施設及び設備機器の整備

施設及び設備機器を良好かつ安全な状態で保持し、業務を円滑に進めるため、計画的に整備を進めること。

7 資源の活用

研究所が有する技術・ノウハウやフィールド・施設などの資源は、有効に活用すること。